

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社ムゲンエスレート

序文

当社は、不動産ビジネスを通して、夢のある社会の実現を目指し、お客様の夢の実現をお手伝いし、お客様と共に成長するというビジョン・ミッションを掲げております。当社の取締役会は、これを具現化すること並びに持続的な事業の成長を実現することを使命としております。

これらを実践するために、さらには株主の皆様への説明責任を果たすために、ここに「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、これを公表致します。

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、当社の社是として、経営の考え方の根幹であり社名の由来でもある『夢現』(夢を現実にし、理想を追求する)を実現し、企業価値の持続的向上を図るため、以下の三つの企業理念を掲げております。

- ・社会の繁栄に貢献し、成長し続けていきます。
- ・コンプライアンス経営に徹します。
- ・ステークホルダー満足度の充実につとめます。

2 当社では、この企業理念の実現のために最も必要な施策は、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化であり、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、業務執行責任者に対する監督・牽制の強化、情報開示による透明性の確保、業務執行の管理体制の整備を推進しております。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう招集通知の早期発送に努める。また発送後は直ちに当社ホームページに当該招集通知を開示し、鋭意早期情報開示に取り組む。

(議決権の電子的行使)

第3条 当社は、議決権の電子的行使を可能とする環境にないが、今後については、株主・投資家の意見・要望も参考にしつつ、また外国人株主比率等の持ち分上昇なども踏まえ検討する。

(株主の平等性の確保)

第4条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反・関連当事者の取引)

第5条 当社は、取締役、執行役員及び社員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、コンプライアンス規程を別途定め、適切に運用する。

2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

3 当社は、関連当事者取引を行う場合には、会社及び株主の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、予め取締役会の承認を得なければならない。

4 取締役会は、取締役、監査役及びその近親者との取引について、就任時及び毎事業年度末に、関連当事者取引に関する調査を実施し、重要な事実がある場合、取締役会に報告する。

5 利益相反取引や関連当事者取引について取締役会の承認を得る場合には、利害関係者たる取締役及び監査役は議決に加わることはできない。

(ステークホルダーとの関係)

第6条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の社員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2 当社は、社員、準社員等(契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトをいう)が、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を監査役、監査部門長、総務部門長、顧問弁護士その他会社が認めた窓口へ伝えることができ、その旨を内部通報規程に明記する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

第7条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法並びに金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

第8条 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、会長、社長その他の経営陣及び取締役・監査役候補者の指名、取締役及び経営陣の選解任、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

第9条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定する事業計画が経営の成果に結びつくように随時検証を行う。全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることを適切に判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。

第2節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

第10条 当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である7名以内とし、実効性のある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本とする。

- 2 社外役員の独立性に関する基準は別途定める。

(取締役の資格及び指名手続)

第11条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有している者でなければならない。

- 2 当社は取締役会の構成の多様性の観点より、取締役候補者を指名するに際しては、ジェンダーや国際性の面を含む幅広い多様な人材の中から決定し、公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定し、株主総会に付議される。

(監査役の資格及び指名手続)

第12条 当社の監査役は、優れた人格、見識、必要な財務、会計、法務に関する知識、並びに適切な能力、豊富な経験を有している者でなければならない。

- 2 監査役としての役割を十分認識し、中立的・客観的な視点で取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性に貢献できる者でなければならない。
- 3 当社は監査役会の構成の多様性の観点より、監査役候補者を指名するに際しては、幅広い多様な人材の中から決定し、公正、透明かつ厳格な審査及び勧告並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定し、株主総会に付議される。

(取締役の責務)

- 第13条 取締役は、常に企業理念の実践に心がけ、その期待される能力を発揮して、取締役としての職務を執行する。
- 2 取締役は、その職務を遂行するために十分な情報を収集するとともに、取締役会において、それぞれの価値観、倫理観及び経験に基づき、積極的に発言し、建設的な議論を行う。
 - 3 取締役は、就任するに当たり、関連法令、定款、取締役会規則、その他の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役及び監査役の研鑽及び研修)

- 第14条 当社の取締役及び監査役は、その役割及び機能を果たすために、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレート・ガバナンス及び財務会計その他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。
- 2 当社の新任取締役及び新任監査役は、その役割及び機能を果たすために、就任後適時、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき各所管部署又は担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

- 第15条 当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通して対話を持つように、個人投資家様向け会社説明会やアナリスト・機関投資家向け会社説明会を定期的を開催する。
- 2 株主や投資家の当社の事業実態に対する理解が促進されるように、ホームページを通じてタイムリーな情報開示に努める。
 - 3 当社は、建設的な対話を通じて、経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中期的な企業価値向上に取り組む。
 - 4 対話に際しては、内部規程に基づき未公表のインサイダー情報の管理を徹底する。
 - 5 株主との対話を合理的且つ円滑に行うために、IR担当部門が中心となり関連部門と連携をとり、適時適切な開示に努める。

以上

別紙

社外役員の独立性に関する基準

1. 本人が現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと

(1) 当社グループ関係者

以下に定める要件を満たす者を当社グループ関係者とする。

当社グループの業務執行者(注1)が役員に就任している会社の業務執行者

当社グループの会計監査人及び主幹事証券のパートナーまたは当社グループの監査に従事する従業員

(2) 当社グループの主要な借入先(注2)の業務執行者

(3) 当社グループの主要な取引先(注3)の業務執行者

(4) 当社グループより、役員報酬以外に年間10百万円を超える報酬を受領している者

(5) 一定額を超える寄付金(注4)を当社グループより受領している団体の業務を執行する者

2. 本人の配偶者、二親等内の親族が、現在、以下に掲げる者(重要でない者を除く)に該当しないこと

(1) 当社グループの業務執行者

(2) 上記1.(1)~(5)に掲げる者

尚、上記要件を満たさないが独立性を有すると判断される場合は、その根拠を開示して独立性を有すると認定することがある。

注1：業務執行者とは、重要な使用人をいう。

注2：主要な借入先とは、連結総資産の2%を超える額の借入先をいう

注3：主要な取引先とは、ある取引先と当社グループとの取引額が、当該取引先の直近最終年度における年間連結売上の2%を超える取引先をいう。

注4：一定額を超える寄付金とは、ある団体に対し、年間10百万円を超える寄付金をいう。

以上

1. 付 則

1. 2016年3月10日 制定
2. 2018年3月27日 改訂
3. 2018年12月10日 改訂